



Title	語りえなさをめぐる「人格」と「非人格的なもの」 : S. ヴェイユにおける「人格と聖なるもの」を手がかりに
Author(s)	高山, 佳子
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2011, 45, p. 35-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/25123
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

語りえなさをめぐる「人格」と「非人格的なもの」

— S. ヴェイユにおける「人格と聖なるもの」を手がかりに —

高 山 佳 子

キーワード：人格の尊厳，聖なるもの，語りえなさ，生命

はじめに

フランスの人権宣言（1789年）を契機とする近代の人権概念は、人は生まれながらに不可侵の権利を有するという「人格の尊厳」に基づいており、普遍妥当性を有する理念として憲法をはじめとする法のもとで保障されている。しかるに、人一般の権利として主張された人権をめぐる現代の諸問題は、権利主体から排除され周縁化された人々により、不当な扱いに対する異議申し立てとして提起されている。スピヴァクが提示したように¹⁾、彼らの抗議は、従属者の位置に置かれたがゆえに主体として語ることのできない「語りえなさ」であり、その苦悩は、彼らの語りを聴き届ける宛先がないがために行き場のないものとなる。それゆえに主体として語る側は、他者を尊重し他者の声に耳を傾けることの重要性が主張される。しかしながら、＜いかに＞他者の声を聴きとり、＜いかに＞他者を尊重することが可能なかが真剣に問われているだろうか。この＜いかに＞を問う為には、近代の人権概念がよってたつ人格の尊厳の根拠を今一度私たち自らにおいて問い、その神聖性を改めて再考することが不可欠であるように思われる。なぜなら、人格の尊厳に対する畏敬、その神聖性が失われたところでは、人権概念は容易に自己の権利の正当性を主張する手段に墮し、他

者の声を切り捨てる危険があるからである。本稿は、この問い直しの第一歩として、ヴェイユの「人格と聖なるもの」²⁾の論考を手がかりに、人間の尊厳に通ずる「聖なるもの」の非人格性の意義を考察することが目的である。但し本稿は、「聖なるもの」を概念的に扱うのではなく、現実の語りえなさの事象やその語りを検討することを通して、人間を含めた生きもの同士の関係性の視点から「聖なるもの」を捉え直すことの意義を見出すことを試みる。

以下では、まずヴェイユにおける「人格」と「聖なるもの」の概念について検討し（第1節）、聖なるものが不正を被るときに発する沈黙の叫びの「語りえなさ」に注目し（第2節）、語りえなさにおける言葉と身体関係をJ.バトラーの議論を手がかりに考察する（第3節）。次いで、法廷における語りえなさを検討したうえで（第4節）、水俣病事件の当事者の語りを通して「聖なるもの」の非人格性の意義を考察する（第5節）。

1. ヴェイユにおける「人格」と「聖なるもの」

カントによれば、理性的存在者としての人間は人格を有し、人格に存する人間性は無条件的価値というべき尊厳を備えているとされ、またそうした人間性の尊厳は神聖性に通じているとされる³⁾。この「人格の尊厳」の理念に導かれている近代の人権概念には誤謬がある、と批判の目を向けていたのがヴェイユである。「(人格の尊厳という)定義したり抱懐したりすることのできない概念を、社会倫理の基準として採用すれば、それはあらゆる種類の専制に道を開くだろう」(PS12)と述べるヴェイユの人権概念の批判どころは、「権利」が個人的なものに関わるということ、それに伴い「人格」もまた個人的なものであるという点にある(PS27)。そしてヴェイユは、「人格 (personne)」に「聖なるもの (sacré)」を対置し、「聖なるものは人格ではなく非人格的なもの (impersonnel) である」(PS15)と主張する。

つまりヴェイユに従えば、人間の尊厳の神聖性は人格（個人）にあらず、非人格的なもの（非個人的なもの）だということである。どういうことか。

ヴェイユは次のようにいう。「誰にでも何かしら聖なるものがある。しかしそれはその人間の人格（*personne*）ではない。人間的人格（*la personne humaine*）でもない。きわめて単純に、彼、その人（*homme*）である」（PS11）と。ヴェイユにおいて聖なるものはその人間の人格ではなく、「彼そのもの」としての「彼その人」であり、それは「彼の全体（*Lui tout entire*）」（PS12）、いわば丸ごとの彼の全体性を指して言われている。ヴェイユが示す例によれば、「あなたの人格は、わたしの興味をそそらない」、「私の人格は、取るに足らない」というのに対して、「あなたは、わたしの興味をそそらない」、「私は取るに足らない」という場合、正義に悖るのは後者である。生きてあること、その人の存在そのものは、優劣や損得でははかりえない価値であろう。後者の場合、その人の人格ではなく、その人そのものを、いわばその人の存在そのものを否定し傷つける行為である点で正義に悖るとヴェイユはいうのである。つまりここでヴェイユが問題としているのは、彼の人格を傷つける行為ではなく、彼の存在そのものを毀損する行為であり、それは同時に聖なるものを棄損する行為であると解されているのである。

では聖なるものとはなにか。ヴェイユによれば、聖なるものは、あらゆる人間の心の奥底にある魂（*âme*）の1領域にあたり、幼子の誰もが他人からの好意や善意を期待するように「みずからに悪ではなく善をなしてくれるものを期待してしまうような何か」（PS13）である。それはすなわち善および善に関係する真理と美であり、これら聖なるものは、非人格的で無名のもの領域に属するとされる。ヴェイユはそれを次のような例で説明している。「もしある子どもが足し算をして間違えれば、その誤りには子ども的人格の刻印が印される。もし完全に正しいやり方をすれば、計算

の運びのどこにも彼の人格は見当たらない」(PS17)と。つまり、真理・美・善は、その完全性においてもはや人格に言及する必要はなく、したがって完全なるものは非人格的であり、それゆえに聖なるものである。それに対して、不完全なる人間の人格は、誤りの責任が帰されるべき「誤謬と罪の部分にあたる」(*ibid.*)のである。

人格の尊厳という比類なき価値は、人間には抱懐しえないもの、言葉で定義できないものであり、人格であれ権利であれ、どんな崇高な概念をもってしても「それを定義したり規定したりするわけにはいかない」(PS12)とヴェイユはいう。それはまた、「彼その人」という1人の人間の全体を理解し捉えきえることは決してできないということでもあろう。「彼とはこのような人だ」とどれほど言葉を並べ立ててみても、彼の存在そのものとしての「彼その人」を言葉で言い尽くすことはできないであろう。というのも、人間はまさしく生きものとして「生きている」存在であり、生きている生命そのものが人間自身には抱懐し得ないものだからである。

かくして、聖なるものは人格ではないと述べるヴェイユに従えば、人格を個人的なもののみならず近代の人権概念において、「人格(個人)の尊厳」という「個人にもとづく畏敬」(PS19)を主張することは誤りである。そこには個人を超えたものが指向される余地はなく、したがって聖なるもの(非個人的なもの)にもとづく畏敬というものは生じないであろう。言い換えれば、聖なるもの(非個人的なもの)が見失われた時に問題となるのは、人格(個人)ではなく、「彼そのもの」としかいいようのない「彼その人」という人間の全体性であり、その計り知れない存在そのものの価値なのである。つまり、ここでヴェイユが問題としている正義とは、他者の存在そのものの肯定／否定に関わる「他者の承認」をめぐる問題なのである。

2. 聖なるものと沈黙の叫びの語りえなさ

ところで、「聖なるもの」についてヴェイユが考察の中心にしているのは、他人から悪や不正を被った際に聖なるものが発する「魂を引き裂かれる」ような「沈黙の叫び（抗議）(cri silencieux)」(PS13)である。

悪を被ることにより魂の底に生ずる苦痛にみちた驚愕の叫びは、何か個人的なものではない。個人やその願望に傷を与えても、この叫びをほとぼしらせるには充分ではない。この叫びはつねに、不正に接したということが苦痛をとおして感じられた時にほとぼしり出る。それはつねに、最低の人間においても、キリストにおいても、非個人的（非人格的）な抗議なのである。個人的（人格的）な抗議の叫びもまたしばしば発せられるが、しかしこれは重要ではない。聖なるものが何一つ犯されなくとも、叫びたければ叫べるからである。(PS15)

その叫びが、心の内にせよ外にせよ、一貫した言葉になってまで表現されることはまずない。たいていの場合、それを表現しようとする言葉は、完全に偽りのものになってしまう。(PS14)

ヴェイユによれば、「なぜ人は私に悪をなすのか？」という嘆きが人間の心の奥底に湧き起ってくる場合には、必ずそこに不正がある(PS13)。しかも「外部から傷というかたちで」(PS39)加えられた不正は、「十分に説明することができない」(*ibid.*)。つまり、不正に接した聖なるものの苦悩は個人的なものでないばかりか、その沈黙の叫びにおいて人は言葉を奪われ、その不正を語る（証言する）ことができないのである。この沈黙の叫びの「語りえなさ」が、他者の承認をめぐる正義の問題を考えるうえで重要な鍵となるように思われる。ヴェイユのいうように聖なるものが

個人的なものでないとするれば、沈黙の叫びにおいて傷ついているのは誰なのか。聖なるものが傷つくとは何を意味するのか。そもそも他者から加えられた悪や不正は、なぜ身体的苦痛（傷）として生起するのか。そしてなぜ不正は語るができないのか。これらの問いに対して以下では沈黙の叫びの「語りえなさ」に着目し、人格と非人格的なものの位相の違いに留意しつつ考察を進めることにしたい。次節ではまず、「語りえなさ」における言葉と身体の関係を考える手がかりとして、言葉が人を傷つける中傷発言をめぐり、言語に対する被傷性について考察しているバトラー⁴⁾の議論を参照しつつ検討する。

3. 語りえなさにおける言葉と身体の関係

言語は元来他者への呼びかけであり、「語り自体が身体行為である」(ES10) という意味で人は「言語に被傷性をもっている」(ES26)。このように述べるバトラーは、中傷発言における言葉と身体関係を「呼びかけの構造」と呼ぶ私たちの主体構築の基盤に遡って以下のように考察している。

バトラーによれば、人は「言語の次元で呼びかけられることによって、身体のある種の社会的存在がまず可能になる」(ES5)。人は、単に身体的に存在するだけでは未だ主体とは言えない。人はまず他者から名指され呼びかけられることによって社会的な場所と時間の中に導かれ、何者かとして存在し始める。この呼びかけ－呼びかけられる関係は、最初一方的な行為に見えるかもしれないが、呼びかけられた者が呼びかけた者へ応答するという相互関係に語りが開かれているならば、「互いに言語的位置を与え合う」主体相互のあいだで発話の自律性が育まれていく。その意味で、他者からの呼びかけは「存在へといざなう承認の呼び声」(ES26) であり、「呼びかけの構造」は、社会における主体の構築を可能にする社会関係の基盤を

なしているのである (ES30)。

またバトラーによれば、この「呼びかけの構造」において人に打撃を与えるような言葉の力が引き出されるのは、その「名指しの構造」(ES30)にある。なぜなら、名づける行為が「名称の初期権力——言語的な存在を起動させ維持する、つまり場所と時間のなかで固有性を与える権力——を呼び起こす」(ES29-30)からである。いわば名指す者が最初にふるう力(権力)のもとで名指す者と名指される者が位置づけられ、その力関係が設定される。そして名指された名称が複数の人によって共通の文脈のもとで用いられる時、その名称は社会的に通用するものとなる。つまり名指しは、最初の力(権力/暴力)を起動する行為であり、人は相手を名指すことによって「承認可能な回路のなかに、存在を構築していく」(ES5)のである。だがそれは同時に「その回路の外部は棄却される」(*ibid.*)ことを意味する。ある名指しにおいて承認可能な回路の外部に立たされた者は、その社会における主体の構築を阻まれ、その存在は棄却されるのである。

したがって発話による暴力は、「他者からの名指しに、すべての語る存在が根本的に依存している」(ES5-6)ことに深く関わっており、「憎悪発話(hate speech)がおこなっていることは、主体を従属的な位置に構築することである」(ES18)。従属者として扱われる者は、ある者として構築され、ある者として生きることを強えられる。相互に開かれた語りが成立しない従属的な位置におかれた者は、もはや主体たりえないであろう。だがそれにしても、言葉が人を傷つける時、なぜ人は沈黙してしまうのか。なぜ不正に対し言葉で応答できないのか。バトラーは、次のように述べている。

中傷的な名指しがなされるということは、何か訳のわからない未来へ投げ出されるだけでなく、中傷の時と場所がわからなくなることであり、そのような発話の効果として、自分の状況が把握しきれなく

なることである。このような破壊の瞬間に晒される理由は、自分の「位置」が、そのような発話をする人たちの集団のなかで霧散してしまうからである。人は中傷的発話によって「ある位置に置かれる」が、ある位置とは、＜位置がないこと＞なのかもしれない。(ES4)

かくして、発話による暴力は、自分たちの都合の良いように状況を操作し外部から強制的に設定した文脈のなかで相手を一方的に従属関係におくことによって語れなくさせ、相互に開かれた語りへの主体の自律の可能性を封じ込めるものである。把握可能な文脈の外部に立たされた者は、混乱して応答する自己の位置を見失い、語るべき言葉を失う。仮に何か弁明を述べたとしても、それを聴き届ける宛先をもたない語りは意味をなさないであろう。したがって発話による暴力は、承認の呼び声とは逆に、主体を発話不可能な場所に追いやる点で主体の存在の否定である。呼びかけ一呼びかけられる関係性を基盤として成り立つ主体の位置を破壊することは、主体の言葉を奪うと同時に、深い身体的打撃（傷）を帰結するのである。

ここでバトラーの議論が重要なのは、主体が承認され、あるいは否定される次元が「呼びかけの構造」という私たちの原初の絆を形成している関係性の基盤で生じている事柄として呈示されている点にある。それによってバトラーは、語りえなさを考察する射程を、言語の次元から、主体（個人）を支えている身体の関係性の次元へと広げ、言葉の次元と身体次元を接続するとともに、身体次元の重要性を示唆しているといえるだろう。

しかるに、主体（個人）の構築が他者による承認に依存している以上、他者によって規定される自己と自己の内部で自分だと感じている自己のあいだにはズレがあることになろう。バトラーに従って言い換えるなら、発話暴力による不正な名称や言説が「その名称をもつ人については無関心なまま、言語上の構築力をふるっている」(ES31)とすれば、他者によって

社会的に従属的な位置に構築された自己と、それによって言葉を奪われ苦痛の抗議を唱える自己という2つの自己が区別されることになる。別言すれば、社会的に構築された主体（個人）は、自らを生きている「彼その人」（彼の全体）ではない。とすれば、そこで声にならない叫びをあげているのは誰なのか。異議申し立てをする自己とは誰であろうか。

4. 法廷における「語りえなさ」

ところで、現実に従属的な力関係におかれた者にとって、「語りえなさ」は深刻な問題となる⁵⁾。そして人は、自らが被った不正に対し沈黙することは許されないという切迫した必要性を感じればこそ、何事かを語らなければならないと感じ「語ること」へ臨もうとする。それは多くの場合、苦痛を被った当事者が、権利侵害の犠牲者として異議申し立ての訴訟を起こすというかたちでなされる。当事者が経験した「語りえなさ」は、法廷において「語り」へともたらされるのだろうか。

法社会学の立場から法における被害者の語れなさの位置について論じている望月によれば、形式化されている法のもとでは、被害者が経験した「語れなさ」を表現しようとする語り自体そもそも異質で法外な語りであり、そうした語り法廷で聞かれることはまずないという。というのも、法の形式に沿い法的言語と法的事実に基づいて進められる裁判の立証手続きにおいては、法的事案が取り扱う正義と、語れなさのもとで被害者が感じている正義とは「言語ゲームの次元」が異なるからである。被害者の語りを聴き届ける宛先は法廷にはなく、結果的に被害者は語る意味を見出せないまま沈黙することになる。加えて、不当に権利を侵害され傷ついた犠牲者でありながら、権利主体として法廷の場で主張しなければならないというアイデンティティのダブルバインドは、被害者に深刻な語れなさを帰結しようと望月は述べている⁶⁾。かくして、法それ自体が発話を介した

言語的営みでありながら、被害者は法廷において2重に語れなさに直面する。要するに、法廷においても語ることができないのである。望月は、こうした法における「語れなさ」の問題に対し、「語れないということを訴える語り」を行うことに可能性をみようとしている⁷⁾。

人権概念は、人権侵害を防止し、人権侵害に対しては司法的救済を求め得る権利として重要な役割を担っている。それゆえ「他者がやってくることなしには正義はない」⁸⁾とデリダが述べるように、法／権利として規定可能な正義と、何事かを語らねばならないと切迫される規定不可能な正義との狭間で、既存の法を新たに解釈しなおし、書き換えていく不断の法の脱構築の試みが重要となろう。しかしながら、「語りえなさ」を「語り」へともたらす解放の試みは、当事者による個人の権利要求というかたちでしか、しかも「語れなさを語る」という仕方ではしか道は開かれまいのだろうか。たとえ裁判に勝訴し得たとしても、語りの宛先をもたないまま法の形式に従って権利侵害の回復要求が認められるなら、そこで獲得された権利とは何であろうか。本来呼びかけの構造において相互に語りが開かれ、語りか聴かれることにおいて成立する承認に対して、それは見せかけの承認に過ぎないのではないか。主体の構築が他者による承認に依存し、承認の回路が名指す者の恣意や利害に左右される以上、「語りえなさ」をめぐる問題はいたるところで絶えず生起し得るのであり、法廷は不正を被った被害者による権利要求とその獲得に明け暮れることになろう。いずれにしても、魂の沈黙の抗議は語りえないままであり、どこにも届かないままであろう。そこで喪失されていくものは何であろうか。

5. 当事者の語りからみる人格と聖なるものの位相

以上を踏まえ、以下では全く別の角度から、水俣病の認定訴訟の前線にたっていた緒方正人氏の語りを手がかりに⁹⁾、ヴェイユのいう「聖なるもの」

の非人格性の意義を考察する。

緒方氏は、水俣病患者・患者家族という立場から加害者側であるチッソ会社および国や県の責任を問う訴訟運動を長年にわたり続けてきた。緒方氏によれば、加害者側である会社や国の担当者は2～3年で入れ替わり、裁判をしても訴えた時の裁判官と判決を出す時の裁判官は全て入れ替わる。加えて「認定と補償という問題で終わらされていくような現実に対して、なぜカネで終わらされてしまうのか」という抵抗感のなか、緒方氏は次第に「相手は巨大な仕組みでしかない」ことに気づき、「自分はだれと闘っているのかわからなくなって」いく。運動を始めて12年目、いわば顔の見えない人間関係のなかで行き場のない思いと無力感がある種の臨界点に達した時、緒方氏はそれまで自分を支えていた物差し——被害者である自分と加害者である相手との距離感——が壊れ、認定や補償というものに何も意味を感じなくなっている自分に気づく。同時に、それまでぶつけてきたエネルギーの矛先が今度は逆に自分自身に向かうようになっていった。その後緒方氏は、後に自ら「狂った」と表現する極度の精神的緊張状態を過ごす日々を経て、それまでの自分とは異なる「自然の世界のなかに生かされて生きているという感覚」(I288)で生きる「もう一人の自分」を見出していく(I279-288)。緒方氏は、こうした自己の変化を「魂入れ」と呼んでいるが、長年にわたる訴訟を通じて次第に自分を見失っていた緒方氏にとって、「狂いの過程は恨みから解放されていく過程」(I290)であり、自己を見つめなおし自分自身を取り戻していった年月であったといえるだろう。「狂い」から回復した後、「魂」という言葉と「責任」という言葉がかなり重なっている」(I281)と述べる緒方氏は、その頃の自己の変化について次のように語っている。

命の中で自分が生かされて生きている。米だって魚だって野菜だって命があるわけでしょう。自分はそういう命を殺して食って生きている。そうしなければ生きていけない。生きていることそのものが罪である存在。そういう自分とは何なんだという問いを突きつけられるというか。そうするともう対等な関係になってしまって、エビに話しかけたりカニに話しかけたりするわけですよ。(ibid.)

また緒方氏は、もし自分がチッソの側の人間の立場にいたら同じことをやったんじゃないかと考えている自分について次のように語っている。

おれは狂いながらも普遍的な人間を想像しているものだから、チッソの人たちの責任はイコール人間の責任になって、「私の責任」になっちゃうんですよ。そのときの「私」は私的な「私」ではなくて人間としての「私」ですから、まったく同じ責任になっちゃう。むしろチッソの人たちのことを愛おしく思う気持ちにさえなるんですよ、会社の責任とか労働者の責任とかいうレベルの問題じゃなくなっているものだから。(中略) そうなったときに、追及する対象じゃなくて呼びかける対象に変わるんですね。(I292)

加えて緒方氏は、人間の責任というのは無量ではかり知れない罪の深さであり、チッソの責任とは時空の違う位相のずれたところにあって対比できないし、対比されても説明のしようのないものだと語るのである (I293)。

この緒方氏のいう「人間の責任」は、被害者であるか加害者であるかという個人の立場を超えて、同じ人間として自分も水俣病事件の罪を負っている加害者であるという「人としての罪と責任」の自覚であり、個人を超えた類としての「人間の責任」ということへの気づきといえようか。また緒方氏は、「魂」というものについて、「人と人をつなぐ、あるいは

ほかの生きものたちとつなぐ、海や川や山とつなぐきずなの基みたいな、そういうもの」(I298)と語り、魂の別名を「いのち」とも「人間の証し」とも言い換えている (*ibid.*)。

人間の証しというのは、いのちを感覚する、それを司るところだろうなと思うとですよ。人間というのはそういう生命存在であって、本質的に機械的で制度的な存在では決してない。(*ibid.*)

対談者である栗原が指摘しているように、緒方氏の魂の感じ方、考え方には「つなぐ」という意識があり、緒方氏の語りは、人間を超えてつながる生命全体（生命の世界）に開かれた生命感覚に裏打ちされているように思われる。この緒方氏の生命感覚や責任感覚は、先に見たヴェイユのいう聖なるものにおける人間の全体性と通底するものがあるのではないだろうか。ヴェイユは次のようにも述べている。「非人格的なものの領域に入った人は、おのおのそこであらゆる人間存在に対する責任に直面する。それは彼らのなかの人格を護る責任ではなく、(略)すべてのものを護る責任である」(PS19-20)と。緒方氏は、水俣病事件の被害者として、行き場のない沈黙の叫びの訴えが挫折にあい打ち砕かれて自己の極限を経験するに至った時、それでも日常を生き続けているもう一人の自己、生かされて生きている自己と生命とのつながりに気づいていった。つまり、緒方氏にとって「魂入れ」は、「緒方正人」という個人としての「私」から、もはや自己に拘泥せず人間としての罪と責任の自覚に開かれた非個人的な「私」に出会っていった事態を語りえているのではないか。言い換えるならそれは、自己の極限状態のなかで個人的な「私」というものが解体されたところに、「もう一人の私」というべき非個人的な自己を見出していった過程であり、魂の苦悩が臨界点に達した時、自己の日常性の位相が破られ、普段は隠されていて目に見えない位相が露になり、あらゆる生命（いのち）とつながり

痛みに通じている自己を見出していったといえないだろうか。そこでの緒方氏は、個人の人格（人権）を護ろうとするのではなく、生きとし生けるすべてのものに呼びかけ護ろうとする自己へと変容している。そこに生じているのはかけがえない生命（いのち）に対する畏敬ではないだろうか。こうした緒方氏の語りは、もはや1個人の「経験の語り」を超えた、「いのちの語り」であるように思われる。

カントに立ち還れば、人格の尊厳という比類なき価値に対する畏敬の念を唯一表現にもたらすのは「尊敬」である。カントにおいて人格が個であると同時に類として捉えられているとすれば、他者を尊重し、他者の声を聴くことが可能となるのは、私たち1人1人が生命のつながりに開かれるような人間の責任の位相においてではないだろうか。そしてヴェイユのいうように、聖なるものの非人格性が人格から非人格的な自己への移行において可能となるとすれば、人格の尊厳を問い直していくうえで重要なのは、人格と非人格的なもののあいだを思考し探求していくことであろう。

おわりに

本稿では、ヴェイユにおける「聖なるもの」の非人格性について、その沈黙の叫びの「語りえなさ」に着目して考察した。魂の沈黙の叫びが自己の極限の経験において示すものは、日常において隠されている聖なるものの位相であり、そこでこそすべての存在が対等な責任のもとにおかれ、生命の痛みに通じている人間としての自己が見出されることが示唆された。バトラーが、語りえなさにおける言葉と身体の関係性を主体を構築する関係性の基盤にみていったように、魂の沈黙の抗議は、私たちの誤った関係性を知らせる苦痛の呼び声ではないだろうか。私たちは、人間および生命の尊厳を、人権という自己の権利の正当性主張とは異なる位相で、つながりあう生命（いのち）の視点から再考し、他者の沈黙の痛みを聴き取る自己

へと変容していくことを思考するとともに、そのための手段（制度）を真剣に見出していかなくてはならないだろう。

注

- 1) C.C. スビヴァク（上村忠男訳）『サバルタンは語るができるか』（みすず書房）、1998年。
- 2) ヴェイユの著作からの引用は以下の略記号と頁数によって示す。なお、邦訳は以下のものを参照したが一部訳を変えた。PS = Simone Weil, “La Personne et le Sacré,” dans A. Camus (publiés par), *Écrits de Londres et dernières lettres*, Gallimard, 1957, pp.11-44. シモーヌ・ヴェイユ「人格と聖なるもの」、橋本一明・渡辺一民編『シモーヌ・ヴェイユ著作集2 ある文明の苦悶・後期評論集』（春秋社）、1968年、438-471頁。
- 3) Immanuel Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. (*Kant's Sämtliche Werke*. Herausgegeben von Karl Vorländer. 5. Auflage. 1920.) pp.61. (「人倫の形而上学の基礎づけ」、『カント全集第7巻』（理想社）、1965年。)
- 4) バトラーの著作からの引用は以下の略記号と頁数によって示す。なお、邦訳は以下のものを参照したが一部訳を変えた。ES = Judith Butler, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, Routledge, 1997. ジュディス・バトラー（竹村和子訳）『触発する言葉』（岩波書店）、2004年。
- 5) 例えば移民などポストコロニアルな状況を生きる者が異文化を生きる経験から心的外傷と呼ばれる心理的生理的的症状を呈し得ることは知られている。鄭暎恵「多文化間精神医学とポストコロニアル」、姜尚中『ポストコロニアリズム』（作品社）、2001年、162-163頁。
- 6) 望月清世「ライツトークの語れなさ——法の言説分析と「語られないこと」の位置——」、棚瀬孝雄編著『法の言説分析』（ミネルヴァ書房）、2001年、233-238頁。
- 7) 前掲書、259頁。望月も述べているように、例えば女性の解放運動がそうであるように権利主張という形ではじめて己を表現することが可能になるという意味で、法の「形式化」こそ、人々に言葉を与え抑圧から解放へと人々を主導する手段であることも忘れてはならない。
- 8) ジャック・デリダ（堅田研一訳）『法の力』（法政大学出版局）、1999年、71頁。
- 9) 緒方正人・栗原彬「祈りの語り」、栗原彬他編『越境する知2語り：つむぎだす』（東京大学出版会）、2000年。緒方氏と栗原氏の対談形式になっており引用にあたっては（ ）内にIの略記号と頁数を示す。

(大学院博士後期課程学生)

SUMMARY

Between the Personal and the Impersonal as to Not Giving an Account of Oneself

— Inspired by S.Weil's Essay "La Personne et le Sacré"

Yoshiko TAKAYAMA

Today, problems of "human rights" are, for the most part, raised as objections by people who are eliminated from the position as a person against infringement on a person's liberty. What matters here is recognition/nonrecognition of others. How can we respect the others? How can we listen to other people's voice? If we are to answer these questions, we must reconsider "human dignity" and the Sacred.

So the purpose of this article is to consider the meaning of "the Sacred" on analyzing S.Weil's essay "*the Person and the Sacred*" ("*La Personne et le Sacré*"). Instead of dealing with the Sacred conceptually, however, it tries to approach the Sacred from the viewpoint of life, especially of relationship among life on earth by shedding light on the phenomenon of not giving an account of oneself in real life.

Now, we must not forget that Weil looked critically at "human rights" as a modern idea. According to her, both the idea of "right" and that of "person" are concerned with the Personal. She sets the Sacred against the Personal, in the belief that the Sacred is the Impersonal, not the Personal. For Weil, the Sacred is equivalent to the part of the field of soul, that is, goodness, truth and beauty. When the Sacred suffers from others' injustice, it cries out in silence—a cry of silence which is beyond human narration. The cry of silence of soul reveals the problematic relation between the subject (person) and a basis of "relationship" which constitutes a subject (person). Today, it is necessary for us to rethink "human rights" from the viewpoint of life (*Inochi*) which relates us human beings to each other.